

農林水産省独立行政法人評価有識者会議

農畜産業振興機構部会

農林水産省畜産局総務課

農林水産省独立行政法人評価有識者会議  
農畜産業振興機構部会

日時：令和6年7月24日（水）

会場：独立行政法人農畜産業振興機構

北館6階大会議室

時間：14：56～16：17

議事次第

1. 開会

2. 挨拶

(1) 農林水産省畜産局総務課長

(2) 独立行政法人農畜産業振興機構理事長

3. 議事

(1) 令和5年度に係る業務の実績に関する評価について

(2) その他

4. 閉会

午後 2 時 5 分 開会

○畜産局総務課長補佐 定刻よりも少し早いですけれども、皆様おそろいになりましたので始めさせていただきたいと思います。ただいまから農林水産省独立行政法人評価有識者会議農畜産業振興機構部会を開催いたします。

本日、司会進行を担当いたします畜産局総務課機構班の大島と申します。よろしくお願ひいたします。座って進行させていただきます。

本会議は、独立行政法人通則法第32条に基づく農畜産業振興機構の令和5年度の業務の実績に関する評価について委員の皆様からの御意見を伺うものです。

本日は、委員全員の御出席を頂いております。大変お暑い中、また御多忙の中、誠にありがとうございました。

また、農林水産省各担当官のほか、農畜産業振興機構から理事長を始め役員及び職員の御出席を頂いております。座席表をお配りしておりますので、紹介は省略させていただきます。

それでは、会議の開催に当たりまして、畜産局総務課長の木下から挨拶を申し上げます。よろしくお願ひします。

○畜産局総務課長 皆様、こんにちは。

7月5日付けで農林水産省畜産局総務課長を拝命いたしました木下と申します。よろしくお願ひいたします。

本日、独立行政法人評価有識者会議農畜産業振興機構部会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては大変御多忙の中、また非常にお暑い中、御出席を頂きまして誠にありがとうございます。また、日頃より農林水産行政の推進に御理解と御協力を頂きまして、この場をお借りしまして感謝申し上げたいと思います。

昨年度の農畜産業振興機構の業務につきましては、経営安定対策や需給調整、価格安定対策などの通常業務のほか、本年1月に発生いたしました能登半島地震の被災地に対しまして、国の要請も踏まえた緊急対策の迅速な実施に取り組んでいただくなど、従来にも増して、その業務の重要性が再認識をされる1年になったと認識をしております。

本日は、機構の令和5年度の業務実績の評価につきまして、御審議を頂きたいと思っております。機構が着実に業務を実施していることは十分にそのように我々も考えているところでございますけれども、その実績を評価という形で国民の皆様に分かりやすく伝えられるように、また今後の機構の業務がより適切で効率的なものとなるよう、委員の皆様方からの忌憚のない

御意見、御助言をお願い申し上げたいと思います。

以上、簡単でございますけれども、開催に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○畜産局総務課長補佐 続きまして、農畜産業振興機構、天羽理事長から御挨拶を頂きます。よろしくお願いいたします。

○天羽理事長 農畜産業振興機構の天羽でございます。

本日は委員の先生方、御多忙のところ、私どもの会議室まで御足労賜りまして誠にありがとうございます。また、日頃から a l i c の業務の推進に当たりまして、御指導、御支援、御協力を賜っておりますことにつきまして、この場をお借りして御礼を申し上げたいと思います。

本日の会議は、今ほど畜産局総務課長からございましたとおり、令和 5 年度の業務実績について、主務大臣に自己評価書を提出したことを踏まえた主務大臣評価に際しましての審議をお願いするものでございます。それぞれ担当の理事から詳細を御説明させていただきますけれども、私から簡潔に令和 5 年度の機構業務の実績について説明をさせていただきます。

まず、畜産のセグメントでございます。

能登半島地震で被災した畜産農家への支援、更には配合飼料価格の高騰や乳製品の需給緩和への支援、また、和牛肉の需要が軟調であることや、和子牛価格が低落していることに伴う緊急対策事業の実施などをしてございます。

野菜セグメントでございます。

農林水産省から野菜価格安定制度と収入保険との同時利用の特例の終了が示されました。五月雨式に両者のいずれかを選択する必要がある生産者が出てくるということが見込まれましたために、手続の期限を延長するなど混乱のないように対応をいたしました。

また、契約指定野菜の安定供給事業などにおきまして、平成22年4月から交付金の算定に必要な平均取引価額について誤りがございまして、正確な交付ができていなかったということが判明いたしました。現在、該当する利用者に確認を頂くとともに、関係機関と調整をして追加払い等の事務に向けて作業をしているところでございます。

特産セグメントでございます。

円安や国際相場の高騰で、砂糖勘定の調整金収入が減少して、砂糖勘定、大変厳しい状況になっております。引き続き、砂糖勘定の状況につきましては農林水産省との意思疎通をしっかりと図ってまいりたいと考えております。

また、農林水産省によりまして糖価調整制度の運用見直しが行われて異性化糖の調整金の徵

取が再開されました。システム整備など申請者の利便の向上に取り組んだところでございます。

情報セグメントでございます。

国内外の関係者との対面による情報交換、取材、調査をコロナ後、本格的に再開をしてきております。また、新たに中国に人材を派遣をして体制の強化を図っているところでございます。

最後でございますが、機構内外の手続のオンライン化を推進するなど業務運営の大幅な効率化を図ったところでございます。

これから、この後、各担当理事から御説明させていただきますので、是非忌憚のない御意見賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○畜産局総務課長補佐 ありがとうございました。

それでは、議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。

お手元にお配りしております資料は、会議次第、配付資料一覧、座席表がそれぞれ1枚ございます。次に資料1の委員名簿、これも1枚です。それから資料2、御説明は主にこちらを使わせていただきますけれども、令和5年度に係る業務の実績に関する評価書（案）。それから資料3の農畜産業振興機構の自己評価に係る参考資料。参考1として、業務実績に関する評定方法。参考2として、令和5事業年度の財務諸表等となっております。

不足の資料等がございましたらお申し付けください。よろしいですか。

本日は冒頭にもお話しさせていただいたとおり、機構の令和5年度に係る業務の実績に関する評価について御審議いただくこととしております。

議事の進め方につきまして、まず、資料2の令和5年度の業務の実績評価書の自己評価について機構の方から説明していただきまして、その後に農林水産省の評価案を御説明させていただき、委員の皆様からの御意見、御質問を賜りたいと思っております。

なお、本日は時間も限られておりますので、ポイントを絞った形で説明させていただきたいと考えております。

また、会議の議事録の公開につきまして、会議終了後、委員の皆様の御確認を得た上で議事録を農林水産省のホームページで公表することになっておりますので、あらかじめ御了承いただきますようお願い申し上げます。

それでは、令和5年度業務実績評価の自己評価につきまして、農畜産業振興機構の方から御説明をお願いいたします。よろしくお願ひします。

○森田総括理事 農畜産業振興機構の総括理事の森田でございます。私の方から説明させてい

ただきます。座って説明させていただきます。

まず、資料2を御覧ください。資料2の8ページを開いていただきますと、まず畜産（肉畜・食肉等）関係業務というところからでございます。左の下のところを見ていただきますと、目標のところに35業務日以内の交付や、5業務日以内の公表等書いてありますけれども、基本的にいろいろな目標、こういった目標がほとんどでございまして、それを達成するとb評価ということになりますので、私から説明させていただくのは、ほとんど基本的にb評価になっておりますので、それ以外のもの、b評価以外のものについて説明させていただくということにさせていただこうと思っております。

それでは、ページをめくっていただきまして10ページでございますけれども、上方の欄に法人の業務実績自己評価と書いてあります欄がありますが、こちらについて説明させていただきます。

ページをめくっていただきまして12ページになります。真ん中辺りに、肉用牛交付金の交付というのが書いてあるところがございますが、これについては評定aとしております。真ん中辺りに書いてありますけれども、令和6年能登半島地震による被災生産者への支援対策を行ったということで、通常の業務にプラスしてこういったことがしっかりできたということでa評価にしているところでございます。

ページを進めていただきまして、15ページを御覧ください。15ページ、肉用子牛生産者補給交付金等の交付ということでございます。これもa評価としてございますけれども、肉用子牛生産者補給金制度の契約生産者の大半を占める黒毛和種につきまして、21年ぶりに同補給金が発動するということがありまして、同時に畜産業振興事業による交付金も発動したということで、こういったことに対してスケジュールをしっかり作成して、両事業を混乱なく効率的に進められたということをもちまして、a評価としているところです。

次にページをめくっていただきまして、18ページでございます。緊急対策でございます。これもa評価としております。下の方に書いてございますけれども、これにつきましても令和6年能登半島地震における緊急対策をしっかりやったということで、次の19ページの方の頭の方に書いてありますけれども、2月中旬には被災地で業務説明会の開催なども行ったということで、a評価としているところでございます。

続きまして、20ページを御覧ください。20ページからは畜産ですが、酪農・乳業関係業務になります。

ページをめくっていただきまして、23ページでございます。ここのところで加工原料乳生産

者補給交付金等の交付でございますが、これも a 評価としておりまして、次の24ページのところの上の方に書いてありますけれども、都道府県からの機構への報告につきましては、ファクスやメールを用いていましたけれども、令和5年12月から本格稼働した新MPSによりまして、ウェブ上のシステムで報告することが可能となったということでございまして、真ん中辺りに書いてありますけれども、本格稼働して1か月後に発生した能登半島地震においても、このシステムを通じて石川県から遅滞なく報告がなされたということで、稼働がうまくいって迅速に対応できたということで a 評価としてございます。

これからしばらく飛びまして、31ページをお開きください。これは緊急対策でございますけれども、これも a 評価としてございまして、令和6年能登半島地震における緊急対策の対応をしっかりできたということで、国からの要請文受領後3業務日の短期間で2月上旬に業務実施要綱を改正したほか、現地での説明会を開催して対応できたということで、a 評価としているところでございます。

続きまして、33ページでございます。ここからは野菜関係業務になります。

ページをめくっていただきまして、37ページでございます。契約指定野菜安定供給事業でございます。これにつきましては、業務の達成度合いはしっかりできていたところでございますけれども、先ほどの理事長の挨拶の中にもございましたように、算定の際の指標となる平均取引価額について誤りがあったということが判明したということで、過去にこの事業を利用した方に対して、過小とか過大の交付になっているということが判明したということがございまして、これを受けて評定として c 評価としているところでございます。

次の38ページでございます。特定野菜等供給産地育成価格差補給事業等ということでございますが、これも先ほど申し上げたものと同じようなことがございまして、業務そのものの達成度合いとしてはしっかりできていたわけですけれども、そういう事例が発覚したということがありまして、c 評価としているところでございます。

続きまして、39ページでございます。セーフティーネット対策の適切な対応ということでございますが、農林水産省から収入保険と野菜価格安定制度の同時利用の特例が終了するという方針が示されて、それに対応するために関係者への周知等をしっかりやったことで、混乱なく対応できたということで a 評価しております。

ページをめくっていただきまして、43ページを御覧ください。43ページ以降は、特産（砂糖・でん粉）関係業務でございます。

ページをめくっていただきまして、45ページ、経営安定対策でございます。

47ページまで飛んでいただきまして、下の方に書いてありますが、業務内容の制度周知等の取組ということで a 評価としておりますが、ホームページにおいて制度の仕組みを公開したり、下の方に書いてありますけれども、さとうきび・甘蔗糖関係検討会を開催したということで、これは交流機会の少ない、県の関係者が一堂に会して、さとうきび生産に関する課題を検討する場ということで、4年ぶりに再開できたということがございましたので、こういったことを考慮して a 評価としているところでございます。

ページを進めていただきまして、50ページでございます。需給調整・価格安定対策に入ります。砂糖関係業務でございますけれども、51ページに移りまして、制度周知の取組ということで、これにつきましても a 評価としておりますが、ホームページにおいて砂糖の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、食育推進全国大会ですか、実りのフェスティバルにおいてパネル展示等を行ったということ。また、機構職員が自ら講師となって出前講座を実施して、高校生や大学生に対して知識の普及を図ったということがございまして、a 評価としております。

51ページの下の方でございますけれども、売買実績の公表のところで、a 評価としておりますが、異性化糖につきまして、52ページの上の方でございますけれども、令和6年4月から13年ぶりに異性化糖の売買が再開する方針が農水省から示されたということで、それに向けてのシステムの準備を進めていたところ、国際相場等の影響で売買の再開が早まり、令和6年1月に前倒しになりましたけれども、しっかり準備をしていたので、それに対して円滑に対応できたということで a 評価としているところでございます。

続きまして、54ページでございます。情報収集提供業務に入ります。

ページをめくっていただきて、56ページになります。海外における情報収集体制の整備ということでございますけれども、a 評価としてございますが、今までの関係機関だけではなくて、新たに一般財団法人日中経済協会へ人材を派遣し、関係を強めたということで、中国を始めとして海外における情報体制が強化されたということで、a 評価といしてございます。

次に進みまして、58ページでございます。真ん中辺りになりますけれども、情報提供の効果測定というところに入りますが、下の方に書いてあります情報利用者の満足度というところで、a 評価としてございますが、59ページを見ていただきますと、右側の欄の上の方に書いてございますけれども、職員の海外調査を増加させたということ、そして、経営体の収益性向上や輸入品の価格上昇による国産品回帰等のタイムリーな記事を掲載することができたということがございまして a 評価としたところでございます。

これからしばらく飛びまして、79ページを御覧ください。デジタル化の推進の話に入ります。

デジタル化の推進につきまして、s評価としてございます。生乳取引量等の確認事務支援システムM P Sをオンライン化したと、そういったことに加えまして、次の80ページに入りますけれども、真ん中辺りに書いてございますが、グループウェアのGaronを用いて機構内部の申請手続を新たに4件追加して、業務の合理化を図ったり、D Xアイディアコンクールを開催して、デジタル化を進めたということをもって、そういった評価にしたところでございます。

続きまして、81ページでございます。情報システムの適切な整備及び管理というところでございますが、a評価としてございまして、PMOを設置して早期に運用開始してPJMOの支援の実施ができたこと。また、真ん中から下辺りに書いてございますけれども、各業務システムの課題に対する対処方法を明らかにした課題管理表を機構内のグループウェアSharePointで共有して全役職員が閲覧可能ということにして、DXの推進が図られたということでございます。

これからしばらく飛びまして、87ページを御覧ください。資金の関連でございますけれども、下の枠のところでございますが、資金の管理及び運用というところでa評価しております。新たな自己収入の増加を図るための取組をするということで、債券の市場動向性を注視し、安全性に配慮しつつ、有価証券による効率的な運用を行ったということで、a評価としてございます。

これからしばらく飛んで、109ページを御覧ください。コンプライアンスの推進でございます。a評価としてございます。令和5年度のコンプライアンス推進計画に基づいてコンプライアンスの推進を計画どおり実施したということに加えまして、109ページの下の方から110ページにわたって書いてありますけれども、コンプライアンス推進窓口において、内部相談窓口の利用拡大を図るために、これまでの運用に加えて「なんでも相談デー」というものを新たに設けたということで、相談のハードルを下げたということがございまして、a評価としたところでございます。

これから先に飛びまして、115ページを御覧ください。115ページの下の段のところでございますが、「えるぼし認定」ということで、a評価としてございます。「えるぼし認定」を取得する取組を進めてきたわけですが、中期計画中の取得を目標としておりましたけれども、初年度に認定を取れたということで、a評価としてございます。

次に、122ページまで飛んでください。消費者等の理解促進を図るための意見交換会の実施ということでございますが、a評価にしてございます。4年ぶりの消費者代表との現地での意見交換会が開催できたということ、そして、a l i cセミナーにおいては対面型のものが3年

ぶりに再開できたということ、そして、次のページに書いてございますけれども、実りのフェスティバルに加えて、「ファーマーズ&キッズフェスタ」という新たなイベントにも参加して、a l i c の役割を知つてもらうための情報発信ができたということがございまして、そういうことを考慮して a 評価としたところでございます。

以上、私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

○畜産局総務課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、当方から農林水産省の評価案について説明させていただきます。引き続き資料2を使わせていただきますけれども、今、機構の方から説明いただいた表の一番右側の欄が当省の主務大臣による評価案ということになっております。当省の評価案は機構の自己評価の結果を踏まえて、また中期計画、年度計画の実施状況等を留意しつつ評価を行うこととなっております。当省の担当部局において、機構の自己評価等を確認、検討した結果、全般的に妥当な評価と判断させていただいております。基本的には機構の自己評価と同様な評定であるために、自己評価に基づき大臣評価案を作成させていただいておりますので評価案の御説明は重複する内容となりますことから私の方からは全体の評定を中心に説明させていただきたいと思います。

資料2の2ページを御覧ください。年度評価総合評定というページでございますけれども、左上の一一番上の評定欄、ここが総合評定になります。B評定とさせていただいております。令和5年度の業務は中期目標における所期の目標を達成していると認められる。例年ですと、ここで文章が終わるんですけども、先ほどから機構の方から御説明があったとおり、野菜の関係でc評価があったために、文章を続けまして、認められるものの、一部改善等が期待されるという文言にさせていただいております。

評定に至った理由、機構の評定方法については参考1の方、以前にも御説明させていただいているので、後ほど見ていただければと思いますけれども、総合評定は大項目の評定を、大項目は中項目を、中項目は小項目の評定を積上げて評価することになっております。今回、記載のとおりの評定になっておりまして、大項目は8項目中2項目は該当がなかったんですけども、5項目についてB評定、予算收支計画及び資金計画についてはA評定ということで、総合評定としてはBということになっております。

次に、法人全体の評価の欄でございます。国民に対して提供するサービスにつきましては、セグメントごとの経営安定対策、それ以外に需給調整、価格安定対策、緊急対策等がございますが、これらは農畜産業振興機構法第3条の機構の目的に記載されております、機構としてやっていただきたい重要な項目でございます。毎年100%やっていただいてB評定という評価指

標になっておりますので、B評定ではございますけれども、確実に中期目標に従って達成していただいている、B評定ではありますけれども高く評価させていただいているところでございます。

また、5年度はその中でも畜産関係では能登半島地震への支援対策、野菜関係では収入保険と野菜価格安定制度の同時利用の特例の終了への対応、砂糖・でん粉関係では異性化糖調整金に係る運用変更への対応、こういった農水省から示したものに対しての対応について、評価指標には出てこない部分なんですけれども、しっかりやっていただいたということで、幾つかA評定をさせていただいており、高く評価させていただいております。

一方で、野菜関係業務の二つの事業において、交付金交付の判断基準となる平均取引価額の算定及び公表値が平成22年4月以降、発見時まで誤っていたことが判明し、交付金が過小又は過大交付となっていたことが判明しました。こちらについては、後ほど3ページの3の項目別評価における主要な課題、改善事項の欄と35ページに中項目としての野菜関係業務のところで記載させていただいておりますので、そちらの方で後ほど説明させていただきます。

続きまして、業務運営の効率化についてです。計画どおり経費の削減、調達等合理化計画に基づく契約の適正化など、適切に実施されておりました。その中で目標を上回る特に顕著な成果があったとして、デジタル化の推進について小項目でA評価とさせていただいております。機構の方から御説明あったとおり、生乳取引数量等確認事務支援システム（MPS）をオンライン化したと聞いておりますけれども、オンライン化による利便性の向上やシステム利用者の範囲の拡充を図っていただいた。それからグループウェアを用いた機構内部の申請手続の追加、法人内外に係る業務運営の大幅な効率化を実現したことを高く評価させていただいております。

次に、予算收支計画及び資金計画についてでございます。ここを大項目でA評価とさせていただいております。第5期中期目標期間の策定時、令和5年度から第5期中期目標期間が始まったんですけども、その目標を策定するに当たって、自己収入の確保増額に向けて資金運用方法の検証、見直しを第5期中期目標でお願いしますということで農水省の方からも財政当局の方からも指示していたところでございます。その中で中期目標初年度である5年度に速やかに実施していただいたというところを高く評価して、その部分をA評価とさせていただいているところでございます。

最後の、その他業務運営に関する事項の中では、情報セキュリティ対策の向上でサイバーセキュリティ基本法に基づいて情報セキュリティ対策の改善を図る等、計画どおり実施していただいているほか、毎年積極的に実施していただいている部分として、消費者等への広報がござ

います。こちらの方は、これも最初の方に御説明させていただきましたけれども、なかなかB評価しか出せない中で、こういったところで機構の方で新たな取組、5年度で言えばインスタグラムの配信を開始したり、「ファーマーズ&キッズフェスタ」に初参加したこと。それから、コロナ禍が明けて消費者等との意見交換会を4年ぶりに現地開催したり、a l i cセミナーを対面開催するなど、積極的に農畜産物に関する理解を深める取組を実施していただいているところをA評価とさせていただいております。

続きまして、3ページ、3の項目別評定で指摘した課題、改善事項についてでございます。先ほどお話しさせていただいたとおり、野菜関係業務の2事業について記載させていただいております。これまでの機構の対応としましては、誤り発覚後、速やかに当省へ第一報の報告をしていただいた上で、誤っていた期間や原因、影響範囲などの調査を実施して、令和5年11月10日に機構としてプレスリリースを実施しております。当省としましては、プレスリリースと同日付けの11月10日に指導通知文書を発出させていただきました。内容としましては、当該事業に申込みを行っている生産者等に対して、本事案に関する丁寧な説明等の対応をすること。それから、原因究明、再発防止策を取りまとめること。また、すぐに解決する問題ではないので、当省に対して定期的に、具体的には3か月に一度は状況報告をしていただくよう、要請しております。

その後、機構は業務システムのプログラムの一部修正を実施した上で、正確な交付金額の算定を実施、それから、当該事業の交付金の原資は国だけではなくて都道府県の資金も使用していることから、事業手続を行う都道府県法人も含めて丁寧な説明、協力依頼の実施、更に当該事業に申込みを行った生産者や関係団体等全ての方に個別で電話連絡等により説明の実施をしているところでございます。

今後は、今、正にやっていただいているところなんですけれども、生産者等から過小交付だった方について追加の交付金の交付申請の提出、それから過大交付だった方への返納協力依頼など、生産者等への具体的な対応を進めていただく予定となっており、時期がある程度取りまとまりましたら、再度、プレスリリースもしていただく予定となっております。

また、再発防止策としては、既に完了しているものもございますけれども、算定誤りの原因となったデータの正確性に関する確認、業務システムの改修、こちらはすでに完了しております。それから、システム利用に関する業務体制整備、研修等の実施に努めることとしております。

次に、野菜関係業務の中項目の評定について、35ページを御覧ください。機構の方からは小

項目ごとの s、a、c の部分について説明していただきましたけれども、35ページの方で野菜関係業務の中項目について、基本的には小項目の積上げではございますけれども、記載させていただいております。こういった事案があったときに、先例や他独法評価も確認し、評価の参考とさせていただいており、小項目で c が付いたときには中項目も C 評価にしている例もあったのですけれども、基本的には、小項目で c 評定とさせていただいた部分の 2 事業についても先ほど機構の方から説明があったとおり、評価指標に基づく達成度合いとしては100%であるものの、当該事業を申込みしている生産者等に誤った算定等により交付金を交付していたことや、ホームページの方で公表していること等を鑑み、下位評価c評価としているところでございます。

一方で、今お話ししたとおり、成果指標としては全て達成している部分もございますし、先ほど御説明させていただいた38ページの収入保険と野菜価格安定制度の同時利用の特例終了への対応等、目標を上回る評価の部分もあったことから、中項目としての評定はBとさせていただき、大きく全体に影響するようなことはない大臣評価案としているところでございます。

簡単ですけれども、当方からの説明は以上となります。

ただいまの機構の自己評価及び大臣評価案について御意見等を委員の皆様からお願ひしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○石王丸委員 御説明ありがとうございました。

私の方からお聞きしたいのは、今、御説明いただきました野菜関係の交付金の算定誤りの話なんですが、こちらの誤りが発覚した経緯、これが外部から指摘されて分かったのか、内部で自主的に発見できたのか、この違いが評価に關係してくると思いますので、そこを余りはつきりこの資料には書かれていなかったようなので、そこははつきりどこかで記載した形で、この評価になったというような、そういう説明があつてもよかつたかなと思います。ただ、細かく読みますと、35ページのところの主務大臣による評価として一番右の欄に記載されているものをじっくり読みますと、真ん中辺に「発見時まで」ということ言葉があり、恐らく組織の中で自主的に発見したのかなというふうに読みますので、この主務大臣による評価のところではそれが考慮されているのかなと。一方で、機構の方の自己評価欄の方は、37ページ辺りかなと思しますけれども、自主的に発見したというようなことが読み取れるようなところがなく、判明したとか、誤りが判明したといった記載なので、そこが読みづらかったところになります。一応その辺り自主的な発見なのか、外部からの指摘なのかというところをお答えいただければと思います。

○津川理事 よろしいですか。野菜担当の理事の津川と申します。

これは自動的に発見したものです。

○石王丸委員 分かりました。

○畜産局総務課長補佐 石王丸委員の方から言われた自己評価については、6月中に農林水産大臣あてに自己評価書を提出していただいており、すでにホームページにも公表しているところでございます。自己評価書を踏まえた大臣評価書なので、自己評価書と全く同じ記載でなければならないのか、また、a l i cの自己評価書の一部を書き換えられるのかどうかというのを私も確認してみないと分からぬため、確認はしますが、大臣評価書にもう少し分かりやすく記載させていただくことで検討させていただきたいと思います。

○恩田委員 御説明ありがとうございました。

今、石王丸委員から御質問があった同じ野菜の件ですけれども、c評価というのは御説明いただいて納得しました。システムの正確性に関する確認ということが36ページに記載されていますけれども、具体的に農林水産省から機構の方にデータというのはどのような形で共有されているのかをお教いいただければと思います。なぜかといいますと、後半の80ページでは、デジタル化に関してはs評価が付いておりますが、Garoonを使用することになったことや、マイクロソフト365の機能開放という点からは、情報共有がどのような方法でなされているのかによって、単にシステムを変えればよいだけの問題ではないように考えられます。野菜に関して情報共有というのは農林水産省とa l i cでどのような形で共有されているのかを教えていただければと思います。

○畜産局総務課長補佐 お願いします。

○古河野菜振興部長 野菜振興部の古河と申します。

農林水産省からのデータなんですけれども、市場の卸売価格データというのがございまして、それは農林水産省の統計部の方で収集されているデータでございまして、我々そのデータに関して利用させていただくという形で、利用の依頼書を提出いたしまして、農林水産省のデータベースの中にそのデータがありますので、我々のシステムからそこに毎日取りに行っている、そういう提供のされ方になってございます。

○恩田委員 分かりました。そうしますと、機構の業務を行う場合には、基データは取りに行っているというのは、そこからダウンロードするような形で得ているということですか。

○古河野菜振興部長 そのとおりです。

○恩田委員 そうですか、それでそこから機構のシステムに合わせてデータを加工していくと

ということですね。

○古河野菜振興部長 はい、そのとおりです。

○恩田委員 分かりました。ありがとうございます。

○矢野委員 全体として年々といいますか、A評価が増えているなという形で、機構の皆様が着実に業務実施されているというのを確認させていただいたというのが全体的な感想です。

その中でA評価の指標の考え方について少し確認させていただければと思います。幾つかa評価の中に、能登半島地震のような特別なインシデントへの対応でありますとか、あるいは長年発動していなかった業務を滞りなく実行できたというようなところもa評価という形でされていますが、これが通常の体制でできるものなのか、特別な何か体制とか業務負荷の上で問題なくこなしていったのかという評価なのかという点です。ルーチンワーク以外のものにも対応できる体制が常に取られているのではないかと思うのですが、特別業務に対応したらaという評価でいいのかどうかというところの考え方を確認させていただければというのが1点目です。

あともう1点は、先ほどの野菜事業の関係について、内部で発見されたという点では、ある意味昨年度は良い仕事をされたというか、それまで長年見過ごされていたポイントを発見されたということで、そういう意味では良い評価なのかなと思っていますが、文章の中で37ページ、発見時というような表現がありまして、公表停止したのが10月でプレスリリースが11月となつておらず、迅速な対応と書かれているのですが、発見時というのがいつだったのかというのを確認をさせていただきたいというのが1点です。

もう1点は、過大交付した方に対して協力依頼というような今後対策を取られるということなんですが、交付金を過大交付して回収できなかつた部分については、どのような対応をされるのかというのを、また、会計上どういった形で処理されるのかというのを確認させていただければと思います。お願いいいたします。

○畜産局総務課長補佐 ありがとうございます。

機構の方からお願いいいたします。

○森田総括理事 では、最初の御質問について私の方からお答えさせていただくと、資料2の12ページを御覧になつていただくと、これ肉用牛交付金の交付でa評価にしているところで、能登半島地震の対応しましたということでa評価にしておりますけれども、この評価基準が真ん中辺りに、sはこういう指標、aはこういう指標、bはこういう指標となっていて、bは達成度合いが100%であったというので、達成度合いというのは何日以内にやることとなっているものをちゃんと達成できたということで、aはそれプラスで達成のための優れた取組内容が

認められるものが a というので、優れた取組として能登半島地震の対応とか、そういうものがあつたのでということでございます。そういうものがもっとすごければ s ということですけれども、そこの s というのはなかなか難しいので、かなり地震の対応でしっかりできたというので、ほかの項目も大体同じような感じで、ちゃんと普通にやつたのが b で、プラスアルファのものができているので a 評価としてございます。

○津川理事 よろしいですか、野菜についての質問。

判明したのがいつかという御質問と、それから今後の対応の中で、回収できない場合の手立てについての質問のお二つということで、一つ目は、結論から言いますと、昨年9月8日から22日にかけて、平成22年4月以降の取引価額が全て消費税込み額であったということが判明いたしました。それから、返納に応じていただけなかった場合は、これは赤字になるということでございますが、これは機構の事務費等の節減をもって補填するということを検討しております。

○畜産局総務課長補佐 補足させていただきますが、最初の評定の関係ですけれども、各委員の皆様、長くやっていただきておりご存じかと思いますが、経営安定対策の部分はほとんどずっと b 評価でこれまで来ていたところでございます。特別業務、何か災害とか、あるいは例えば大きな家畜疾病とかないと a 評価が取れない、それは逆によくないことなんですけれども、まず、各中期目標策定時に評価指標をどのようにするのかについては、もちろん農水省が主体で決めますし、機構とも話し合いの上で決めております。その結果、本中期目標期間における評価指標においても政策実施機関として、確実に業務を実施していただくことを中心に指標を作成しているところであり、例えば、来年、重大な災害等がなく、平和に過ごしたら、おそらく b 評価になる可能性が高いと思います。ただ、各セグメントごとにできるもの、例えば、今、思い付くものとしては、野菜関係業務のマッチングとか、ああいった機構法で読める業務の中で更に上乗せできる新たな取組であったり、今回酪農の方でも MPS をオンライン化して、ルーチンの中でも更に効率化できるような部分というのは、そういうところで取り組んでいただければ、必ずしも悪いことが起きたから、それにしっかり対応したことのみが a 評価というわけではございません。ただ、基本としては先ほど森田総括理事からもありましたように、指標に基づいてやっているところ、それプラスアルファというところというのは、今、思い付くのは先ほどの野菜のマッチングぐらいでしたけれども、今回のような重大な天災とか起きたところで、少なくともそういったところで頑張っていただいたところには評価したいという思いでございます。

それから、野菜の算定誤りを5年度に発見していただいたというところで、良い評価というか、ありがとうございます。当省の中でもそういったところは正直仕組みの中で発見できたこと、b評価でもいいんじゃないかという議論もありましたけれども、独立行政法人の評価というのが、この評価をもって、改善し、次につなげていくという意味もありますし、国民に向けて御迷惑をお掛けしているという部分も踏まえて、小項目ではc評価とさせていただいているところでございます。

あと返納に応じていただけなかった場合の補填の部分についても理事の方から御説明いただきましたけれども、現状では金額がまだ固まっていないところですけれども、農林水産省としても状況を把握し、適切に指導していきたいと思っているところでございます。

以上です。

○矢野委員 ありがとうございます。

○矢坂委員 情報収集提供業務で中国に人材を派遣されるということが評価されておりました。御存じのように、中国の農畜産業の動向は中国だけではなく世界の市場に大きな影響を及ぼしますし、またその変化が非常に速いという点でも、中国の情報を的確に収集し伝えていただくというのは非常に重要なことだと思います。

お尋ねしたいのは、例えばブリュッセル等ではJETROに人材を派遣されていらっしゃるかと思いますが、中国で一般財団法人日中経済協会の北京事務所に人材を派遣するという形で情報収集にあたっているというご説明でした。中国にもJETRO駐在事務所がいくつもございますが、情報収集に当たってのネットワークや情報収集の専門的な知見とか、いろいろ配慮されて日中経済協会を選択されたということなのでしょうか。近年では日本人の研究者などが中国で調査を行うのは限定的になっておりますけれども、この協会に籍を置くことである程度情報収集の自由度が利くといいますか、当局に信頼される形で情報収集ができるということなのか、その辺の事情を教えていただけないかと思っております。

○黒井総括調整役 総括調整役をしております黒井と申します。

正に委員御指摘のとおり、中国にも当然JETROの駐在事務所はございますけれども、中国国内法の規制がございまして、日本から出向という形で派遣できる人数というのが各事務所ごとに上限何人までということで決まっております。中国の北京事務所は、現在もう経産省その他が活用し切っております。合法的に新たに派遣できるような状況にございませんでした。そうした中で、国交正常化前は台湾での交流協会のような役割を果たしていた日中経済協会が、今現在も残っている状態で、そこが貿易も含めた経済活動への支援その他の取組を行っている

状況にございますので、同様の機能があるところということで日中経協に人を派遣させていただいたという次第です。

日中経協の事務所自体は J E T R O の北京事務所と同じ建物にあるような状況でして、J E T R O とも十分に情報共有を行いながら業務が取り組んでいけるということで、そうした法規制、あるいは十分な体制が引けるかどうかということも含めた検討の結果として、派遣先としてこの日中経協を選ばせていただいたという次第でございます。

○矢坂委員 ありがとうございます。

是非中国に常駐しているということをフルに活用されて、情報の質、量ともに、充実した情報収集がなされるよう期待しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○畜産局総務課長補佐 委員の皆様、ありがとうございます。

そのほかよろしいですか。

○石王丸委員 もう一個いいですか。

○畜産局総務課長補佐 お願いします、石王丸委員。

○石王丸委員 野菜の関係で、要は価格の算定の話がありましたけれども、同様の何かエラーが他の事業の交付金でも起きていないかどうかということについては、何かフォローアップで検討されているんでしょうか。そこを教えていただけますか。

○森田総括理事 交付金等の業務について、ほかの事業でも確認しまして、今のところそういう誤りがあるのは見付かっておりません。

○石王丸委員 ありがとうございます。

○矢坂委員 今回の評価項目から少しずれてしまうのですが、また評価項目に載せにくい事柄なのですが、とても大事なことではないかと思いますので、あえて意見を申し上げたいと思います。「畜産の情報」、「野菜の情報」、「砂糖類・でん粉情報」では若手の研究者がケーススタディーなどを行ってとりまとめた調査レポートが専門調査として掲載される「調査・報告」という項目が設けられています。近年は若手研究者のレポートは少なくなっているように思われますが、私もこの専門調査をつうじて自分の研究の領域を広げたり、フィールドワークの仕方を深めていく契機になっていたと感謝しています。ただ、コロナ禍を経て調査の在り方が随分変わったということを伺いましたので、そのことについて意見を申し上げたいと思っています。

以前の専門調査の進め方はケースバイケースで異なりますが、やや極端な例を取り上げますと、研究者側が取り上げたい課題や関心事項を a l i c の方にお伝えして、a l i c の方にサ

ポートしていただきながら、その課題に最もふさわしい調査対象者を探しだし、通例 a l i c の方と一緒に調査対象に出向いてヒアリング調査を行い、その後、 a l i c の方と意見交換をしながら調査レポートを完成させるという流れでした。これは特に若い研究者にとってはとても有益な調査だと思っています。通常の調査とは違って、 a l i c の情報誌の調査ならではのメリットというのを感じておりました。

私自身はこのメリットは次の3点だと思います。一つは若手研究者の支援、さらに言えば、畜産・野菜・砂糖などの分野の研究者の育成につながるということです。若手研究者ですと、関心を持っている課題を探求するのにふさわしい調査対象にアクセスし、調査のアポイントを取るのが難しいといったことが多々あります。その際、 a l i c の方が関わって助言や紹介の労を執ってくださると、難しいと思っていた調査を実施することができるわけです。

2番目は、 a l i c の方が同行されるメリットです。ヒアリングの際にたんなるオブザーバーではなく、時々言葉を入れるなどして、ヒアリングの質が高まるようにサポートしてくださる。これは評価書において、情報誌で a l i c の職員の方の掲載論文が増えたことを評価されていることにつながります。取材力やヒアリングの能力は経験を積みながら高めていくものです。調査への同行は手間がかかりますが、 a l i c の職員の方にとってもヒアリング能力を高める機会になると思われます。こういう国内調査に同行しながら取材力、調査力を高めて、さらに海外調査等でもそうした能力を発揮していくというのが2番目のメリットです。

3番目は研究者と a l i c の方が一緒に調査を行うことのメリットです。ヒアリング調査で同じ話を聞いて、同じ施設などを見ても、注目した点や疑問に思った点などが異なることはよくあることです。それらの点をめぐって研究者と a l i c の方が移動中などにディスカッションすることで新たな気付きが生じます。それは研究者にとっても a l i c の職員の方にとっても非常に刺激的な経験になります。

コロナ禍で移動が制限されるようになり、このような調査の仕方は難しくなり、現在は研究者への委託調査研究というスタイルになっているようです。アウトプットとしてのレポートは同じかもしれません、そのプロセスで引き出せるメリットをなくしてしまっているのはもったいないと思います。研究者側も a l i c の情報誌に寄稿する魅力を感じなくなっているのではないかと思います。とはいえ、全ての専門調査を昔のスタイルに戻すというのは職員の方々のオーバーワークをもたらすかもしれませんし、資金面でも大変かもしれません。可能な範囲でこうしたメリットを考慮してかつての専門調査のスタイルを取り入れ、三つの情報紙の紙面の充実を図っていただければ有難いと思っております。

○藤野理事 御意見ありがとうございます。情報セグメントの藤野と申します。

私も以前は同じで、専門調査で国内調査に先生についていろいろ勉強させていただきました。同行するということは職員にとっても先生の調査のやり方とか、どういう観点で質問するかとかということで、非常に勉強になったというふうに感じております。ただ、現在専門調査員なんですが、畜産で7人、野菜で12名、特産2名ということで21名の方にお願いしている状況で、非常に昔と比べて数も増えました。委員御指摘のように、新型コロナウイルスのときにやはり専門調査員の方だけでやるという今のスタイルになってしまっているという状況になっていま

片や一方、昔は地方事務所が特産関係だけの業務をやっていたということで、畜産とかは全然関与していなかったんですけれども、そこも活用していこうという形で、地方事務所の方にも特産だけじゃなくて畜産も野菜も調査するということで、どちらかというと、そっちの同行が増えているという状況になっています。ただ、今御指摘のあったとおり、やはり同行するというのは非常に有意義だと思いますので、できる範囲の中でやっていこうという話は部内で検討しているところなので、先ほど委員がおっしゃられたように、調査先の選定までできるか分かりませんけれども、なるべくうちの職員の勉強のためにも、行ける人はついて行くというふうな形では、今年考えてございます。ありがとうございます。

○畜産局総務課長補佐 ありがとうございました。

委員の皆様、ありがとうございました。

続きまして、本日、機構から監事のお二人にも御出席いただいておりますので、御意見等があればお願いしたいと思います。

○渡邊監事 監事の渡邊と申します。

今日は委員の方々、御足労いただきまして、御意見いただきましてありがとうございます。

私から一言だけ言わせていただきますと、機構の業務というのはいろんな形で交付金、また情報収集、調査というようなことで様々広がってきてていると思います、世の中の情勢も変わっておりますので。委員の方々の事前レクの内容だとか、今日頂いた御意見を踏まえながら、機構がより国民のためにサービスを発揮できるように、引き続き天羽理事長始め役員の方、職員の人たちと意見交換をしながら、よりよい機構に、また評価が更に上がっていくように、監事として努めてまいりたいと思っておりますので、引き続き委員の方々にも御支援、御指導をお願いしたいと思います。

○守山監事 同じく監事の守山です。

いろいろお話を聞かせていただいて、いろんな意味で大変だなというふうに改めて感じているんですけども、こちらの業務を見ていますと、民間企業の損益法人と違いますので、利益を上げるためにどうするかという考え方はずしも前面に出ていません。その代わり決められた期限までに決められた条件のことをきっちりとこなすということについては、着実な歩みというんですか、派手さはないんですけども、きっちりと業務をこなしてきている、皆さんプロセスが非常に信頼に値する組織だなというふうに監事をしながら思っている次第であります。

事業内容につきまして、野菜の件で残念なことは起きましたけれども、その起きてから後の事後処理というか、対応というかにつきましても非常に報連相もしっかりとしていて、事態が正確に分かるように文書主義でいろんなものがきっちり回ってくるというところは非常に見上げたものでありますて、民衆の立場で言わせていただくと、是非そういう何か起きても立ち直る抵抗力というか、体力というか、そういうものを持った組織だということを是非御評価いただいて、今、渡邊からも話がありましたけれども、是非今後とも引き続き御指導いただいて、良いa l i cになるべく私も力を尽くしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○畜産局総務課長補佐 ありがとうございました。

そのほか委員の方、よろしいですか。

それでは、本日お示しした評価案について、野菜の算定誤りの発見が自らであったのか、外部からであったかというのを明確にできるような文言にすることについて事務局で検討させていただきたいと思います。

また、その他特記事項、先ほどの資料2の特記事項の欄に本日、委員の皆様の御意見、監事等からの御意見、こちらの欄に記載することになりますので、事務局で整理させていただきまして後ほど書面で確認させていただいた上で、大臣評価案にしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいいたします。

今言ったとおり、この後、委員の皆様、監事の皆様からの御了解いただいた上で、評価書案については農林水産省の大臣官房広報評価課の点検を受けた上で、8月中に確定させていただいて、機構の方に通知するとともに、ホームページで公表することとなります。

以上をもちまして、予定をしておりました議事は全て終了しました。

最後に、畜産局総務課長から一言挨拶をさせていただきます。

○畜産局総務課長 本日は長時間にわたりまして御審議を頂きまして、また貴重な御意見を賜りまして誠にありがとうございました。

現在の第5期中期目標期間は今年度で2年目を迎えたところでございます。今後とも本日の皆様の御意見を踏まえまして、中期目標に即して中期計画や令和6年度計画の目標達成に向けて、国としても機関と協力してまいる所存でございます。引き続き皆様の機関に対するこういった機会の御貢献といいますか、そういったことをまた引き続きよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

本日は誠にありがとうございました。

○畜産局総務課長補佐 以上をもちまして、農林水産省独立行政法人評価有識者会議農畜産業振興機構部会を終了いたします。

本日は誠にありがとうございました。

午後4時17分 閉会